一般財団法人日欧産業協力センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日欧産業協力センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に、従たる事務所を、欧州事務所としてベルギー王 国ブリュッセル市に置く。

(言語)

- 第3条 この法人の公用語は、日本語及び英語とする。
 - 2 組織、予算、管理及び会計に関する事項に係わる全ての文書は、欧州連合(以下「EU」という)側、日本側のどちらか一方が合理的に必要であることを示した場合には、この法人の両方の公用語で作成する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、産業、貿易及び投資に関する協力をはじめ、日本と EU との間の経済の交流を促進することを目的とする。

(事業)

- 第5条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
 - ー 日 EU の管理職のために、人材育成研修を実施する。
 - 二 日 EU 産業界が強い関心を持つ分野でのミッションを組織する。
 - 三 日本又は EU の他方の企業との間の産業協力、日本又は EU 市場への進出、第三国市場での協力を求める日本又は EU の個人・団体に対し、他方の市場についての情報を提供する。
 - 四 日 EU 経済連携協定の活用、デジタル経済、循環型経済、第三国での日 EU 産業協力、産業・貿易政策を通じた気候変動対策での日 EU 協力等、双方のビジネスマンにとり関心の高いテーマについてセミナーを開催する。
 - 五 日・EU ビジネス・ラウンドテーブルの活動を実施する。
 - 六 日本の学生に対し EU で、EU の学生に対し日本での語学研修及びインターンシップを実施する。
 - 七 双方のクラスター、地域、都道府県の間での協力を促進し、科学、技術及びイノベーション協力を円滑化する。
 - 八 日 EU 経済連携協定、戦略的パートナーシップ協定、持続可能な連結性及び質の高いインフラ投資の文脈で、日・EU 間の産業協力分野での協力を強化するために有益な活動を実施・支援する。
 - 九 その他この法人の目的を達成するために必要な事業を実施・支援する。
 - 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第6条 設立者の名称及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

名称 一般財団法人国際経済連携推進センター

住所 東京都港区虎ノ門1丁目1番20号 虎ノ門実業会館2階

財産及びその価額 金銭 5億6千3百万円

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(支援機関)

第8条 この法人の活動は、日本政府、EU及び民間企業並びに寄附者により支援される。

(政府との協力)

- 第9条 この法人は、日本の経済産業省(以下「METI」と呼ぶ)及び欧州委員会(以下「委員会」と呼ぶ)と緊密に協力し合いながら活動する。METI及び委員会は、各自の責任の範囲内で、必要な措置を取る。
 - 2 この法人の活動については定期的に評価を受ける。

(財源)

- 第10条 この法人の予算は、以下の利用可能な財源より調達する。
 - ー 毎年の METI による資金貢献又は契約に基づく資金供給
 - 二 毎年の委員会による資金貢献又は契約に基づく資金供給
 - 三 毎年の METI 関連機関による資金貢献又は契約に基づく資金供給
 - 四 毎年の委員会関連機関による資金貢献又は契約に基づく資金供給
 - 五 日本の民間産業界及び産業団体からの寄附金
 - 六 欧州の民間産業界及び産業団体からの寄附金
 - 七 この法人の目的及び活動内容に合致する他の資金

(事業報告及び決算)

- 第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号ないし第3号の書類を定時評議員会に 提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認 を受けなければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 四 事業報告,貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 2 前項各号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 10 年間備え置くとともに、定款を主たる 事務所に備え置くものとする。
 - 3 第1項各号の書類の写し及び監査報告の写しを従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の非分配)

第12条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
 - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - ー 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする もの
 - 二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員 の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - 口 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定 する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって,総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律によって設立され,かつ,その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
 - 3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事、又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとする。但し、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員

- の任期は、当該退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 2 評議員の再任は、2期を上限とする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第 16 条 評議員に対して、各年度の総額が一人あたり 16,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
 - 2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - ー 理事及び監事の選任及び解任
 - 二 計算書類等の承認
 - 三 定款の変更
 - 四 その他評議員会で決議するものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第19条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
 - 2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第180条第2項に規定する場合を 除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
 - 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の5日前までに、各評議員に対して、その通知を発しなければならない。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - ー 監事の解任
 - 二 定款の変更
 - 三 その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2項で定められた事項

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき評議員(その事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項 を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録によ り同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに一般社団法 人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した評議員のうちから議長の指名する1名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
 - 一 理事 3 名以上
 - 二 監事 1名以上
 - 2 理事のうち1名を代表理事、1名を日本側担当専務理事、1名をEU側担当専務理事とする。
 - 3 前項の日本側担当専務理事及び EU 側担当専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律第 197 条の準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
 - 4 日本側担当専務理事と EU 側担当専務理事は、対等な立場で職務を執行する。

(役員の選任)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事並びに日本側担当専務理事及び EU 側担当専務理事は、理事会の決議によって理事 の中から選定する。
 - 3 各理事について、当該理事及び当該理事と次に掲げる特殊の関係がある者の数が理事の数の うちに占める割合は、いずれも3分の1以下でなければならない。
 - ー 当該理事の配偶者
 - ニ 当該理事の三親等以内の親族
 - 三 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 四 当該理事の使用人
 - 五 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - 六 前三号に掲げる者と生計を一つにするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
 - 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行

する。

- 3 日本側担当専務理事及び EU 側担当専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事並びに日本側担当専務理事及び EU 側担当専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び一般 社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期 は、当該退任した理事の任期の満了する時までとする。
 - 2 理事の再任は、4期を上限とする。
 - 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期 は、当該退任した監事の任期の満了する時までとする。
 - 4 監事の再任は、2期を上限とする。
 - 5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
 - 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
 - 一 この法人の業務執行の決定

- 二 計算書類等の承認
- 三 理事の職務の執行の監督
- 四 代表理事並びに日本側担当専務理事及び EU 側担当専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第34条 理事会は、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、そ の通知を発しなければならない。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事(その事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が 書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べた ときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに一般社団法人 及び一般財団法人に関する法律施行規則で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第37条 必要に応じ、この法人に顧問及び参与を置くことができる。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

- 第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第14条についても適用する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人 若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号 に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告方法)

- 第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に 掲載する方法により行う。

附則

1 設立時評議員,設立時理事,設立時代表理事及び設立時監事の氏名及び住所は,次のとおりとする。

設立時評議員

クリス・ジャクソン

ミハエル・ムロチェック

飯塚 悦功

設立時理事

柵山 正樹

田邉 靖雄

フィリップ・ドゥ・タクシー・デュ・ポエット

佐々木 伸彦

パトリシア・フロア

須網 隆夫

設立時代表理事

柵山 正樹

設立時監事

小見山 満

2 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。

以上、一般財団法人日欧産業協力センターの設立に際し、設立者一般財団法人国際経済連携推進センターの定款作成代理人である司法書士本島美彦は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和2年6月11日

設立者 東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 20 号 虎ノ門実業会館 2 階 一般財団法人国際経済連携推進センター 代表理事 小島明

上記設立者の定款作成代理人

東京都千代田区神田錦町三丁目 13 番地司法書士 本島美彦(登録番号 東京第 911 号)